	第3回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年6月10日（木）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第3回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第3回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に3番の大野委員、9番の齊木委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県森林組合連合会木材加工流通センターより西に約1.4km の距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫、鶏舎が建っており、一部でクリ、茶、スモモ、ナス、ネギ、エンドウ豆が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において養鶏を営む予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ダンプ、スキットローラを各1台所有し、ブロイラーを約20,000羽飼育しています。なお、契約成立後の経営面積は約708aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されており、一部にカボチャが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地に

	おいて露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、精米機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約76a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番は阿部委員の案件となりますので、阿部委員さんは一旦、退室をお願いします。 （阿部委員退室）
議長	では、大在地区の担当の阿部委員に代わり、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大在中学校より西に約1km の距離に位置した農地であり、現地は竹や木が伐採された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクター、堆肥散布機、マルチ張機、そぐり機、堆肥積機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約358a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、3ページ　1番について採決します。本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、3ページ　1番は許可することとします。 では、阿部委員さんは着席をお願いします。 （阿部委員着席）
議長	続きまして2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高校より南東に約2.1km の距離に位置した農地であり、現地はキュウリ、ナスなどの露地野菜が栽培されており、一部に農業用倉庫が設置されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバイン、籾摺機を各1台、乾燥機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約48a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、4ページ　３番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校より東に約2.5km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は耕運機を1台所有しており、トラクターを1台購入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約20a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
12番筒井委員	この方が空き家も購入するのですか。
事務局	はい、空き家購入の契約書も添付書類として提出いただいています。
議長	権利に所有権の売買及び贈与とありますが、1891-6、2346が売買で、他2筆が贈与とのことです。
10番長尾委員	贈与ということは、親戚ですか。
事務局	いいえ、親戚ではありません。おそらく譲渡人としては、空き家とセットですべての農地を買って欲しいとの考えがあったのではないかと思います。しかしながら譲受人はすべての農地を買う意向がなく、無償でよいので所有権移転して欲しいとの両者間での話し合いで、2筆の贈与となったのではないかと推測します。

議長	他になければ5ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分自動二輪車学校より北東に約650mの距離に位置した農地であり、現地はキュウリ、ナスなどの露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを1台、耕運機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約46a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　農地法第4条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の西約350mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した3ページ　1番を除く、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条許可申請地は許可相当とします。 続きまして、7ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について大南地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを1台、田植機、コンバインを各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約318a となります。 地区審議会で審議したところ、すべて項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 続きまして、8ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について大南地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起され、一部にはハーブが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではカモミール等のハーブを栽培します。農機具は耕運管理機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約12a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約900mから1.5kmの距離に点在した農地であり、現地の畑は梅と露地野菜が栽培され、田は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画で

	す。借受人は新規就農者で、申請地では水稲と露地野菜及び梅を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約34a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より4210番は南東へ約700m、4791番は南東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では野菜を栽培予定である。農機具はトラクター、耕運機、中耕機を各2台、草刈機を4台、軽トラックを3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約409a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番は、私の地区の案件ですので私から報告します。

議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は水が張られ代かき作業前でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機を各1台、コンバイン、草刈機を各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約99a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは、次に11ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。中間管理機構を通じて、使用貸借権による5年間の権利設定になります。現地調査報告です。申請地は、餅田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する農業者で、申請地では水稲、麦の栽培を計画しています。契約

	成立後の経営面積は約27a となります。 次に2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。中間管理機構を通じて、使用貸借権による6年間の権利設定になります。現地調査報告です。申請地は、荷小野地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する農業者で、申請地では水稲を計画しています。契約成立後の経営面積はそれぞれ約91a、約72a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に12ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。
事務局	1番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は昭和49年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より東約900mに位置する農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は昭和34年頃より宅地として利用されているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より北東約900mに位置する農地であり、現地は宅地として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ13ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	13ページ　1番です。土地の表示、願人については議案の通りです。この願人は、4ページ　3条許可申請の譲渡人で、所有権移転する農地の一部の現況が道路になっています。証明内容は、昭和57年頃より農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市小学校から東に約2.5km に位置する農地であり、現地は農道として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 続きまして、14ページ　第6号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の南東約180mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

11番脇委員	申請地の地積、地番、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の南西約500mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、専用住宅（一般住宅）として利用するものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ15ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校の北西約1.4km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議

	会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターの北東約800mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ16ページ　3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田小学校の西約1.1km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ17ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校の南西約2.4km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、変電所として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ18ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校の南約780mに位置する農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、既に駐車場用地として利用されているため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。譲渡人と譲受人は、祖母と孫の関係です。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校の南西約1.2km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ第6号議案について採決します。第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 次に、19ページ　第7号議案　空き家に付属した農地指定の解除についてです。説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。この6筆は、令和2年

	12月の定例総会において、空き家に付属した農地に指定したものです。 解除の理由です。当該地の内、1891-6、2190-1、2237-1、2346は農地に付属する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされており、先ほどの審議で許可することとされています。 また、空き家の売買によりその他の1957、1966は空き家に付属した農地の条件を満たさなくなると判断されるため、指定の解除の審議をお願いするものです。なお、この6筆は農地流動化銀行に登録されている農地であるため、今回3条申請があった4筆については、流動化銀行の登録を外し、残りの2筆は引き続き流動化銀行に登録することとなります。 地区審議会で審議していただいたところ、解除相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。 次の20ページからは第8号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	まず20ページです。農地法第3条許可申請（委員会処分）の報告です。 土地の表示、申請者等については議案の通りです。3人に対して農地買受適格証明を発行しておりました競売の案件ですが、裁判所において入札が行われた結果、申請者が落札したとのことで5月25日に農地法第3

	条許可書を交付した報告になります。 次に21ページから23ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得した届出が6件出ています。次は24ページから26ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域の農地を所有者が転用したという届出が12件出ています。続いて27ページから31ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域の農地で所有権移転を伴う転用の届出が51件出ています。次に32ページ、33ページは農地法第18条第6項通知で、双方合意による解約の通知が3件出ています。最後に34ページ、35ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書で、それぞれ記載の事業目的での計画書が2件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	各地区審議会において、令和3年度の農業委員会活動の目標と計画、また令和2年度の目標に対する点検評価を審議していただきましたが、全国農業会議所のホームページに公開するにあたり、改めて総会において審議し、承認していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
議長	ただいまの内容について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、承認します。

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで定例総会を閉会します。